

「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する投資型年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	この保険には、契約初期費用はありません。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して年率1.55%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められた年率0.00105%~1.134%(税抜0.001%~1.08%)程度/365を毎日控除します。
	契約維持管理費	月単位の契約応当日の前日の基本保険金額が 200万円以上：無料 50万円以上200万円未満：積立金額に対して月率0.02% 50万円未満：月額150円+積立金額に対して月率0.02%
	積立金移転費	1保険年度内の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①6回以下：無料 ②7回以上：7回目から1回につき1,000円
年金受取開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	・年金額に対して1.0%を毎年の年金支払開始日に控除します。 ・年金の型が変動型の場合、上記に加えて、積立金額に対して年率0.8%/365を毎日控除します。*3
解約・減額時	解約控除	解約控除額=解約・減額に相当する積立金額×解約控除率 解約控除率=(解約・減額する基本保険金額-解約控除免除額)×経過年率(上限7.0%)※÷解約・減額する基本保険金額 解約控除免除額=解約・減額前の基本保険金額×解約控除免除率(上限5.0%)※ ※ 経過年率および解約控除免除率は、契約日(増額日)からの経過年数などにより異なります。

*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

*3 年金の型が変動型の場合、年金支払開始日以後も特別勘定で運用されますので、「運用に関する費用」や「積立金移転費」は運用期間中と同様にご負担いただきます。

「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	この保険には、契約初期費用はありません。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して年率1.75%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められた年率0.008925%~0.945%(税抜0.0085%~0.90%)程度/365を毎日控除します。
	契約維持管理費	月単位の契約応当日の前日末の基本保険金額が 150万円以上：無料 150万円未満：月400円
	積立金移転費	1保険年度内の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①6回以下：無料 ②7回以上：7回目から1回につき1,000円
年金支払開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	・年金額に対して1.0%を毎年の年金支払開始日に控除します。 ・年金の型が変動型の場合、上記に加えて、積立金額に対して年率0.8%/365を毎日控除します。*3
解約・減額時	解約控除	解約控除額=解約・減額に相当する積立金額×解約控除率 解約控除率=(解約・減額する基本保険金額-解約控除免除額)×経過年率(上限7.0%)※÷解約・減額する基本保険金額 解約控除免除額=解約・減額前の基本保険金額×解約控除免除率(上限5.0%)※ ※ 経過年率および解約控除免除率は、契約日(増額日)からの経過年数などにより異なります。

●最低死亡保証ステップアップ特約費 [この特約を付加している場合]積立金額に対して年率0.2%/12月を運用期間中の月単位の契約応当日の前日末に控除します。

*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

*3 年金の型が変動型の場合、年金支払開始日以後も特別勘定で運用されますので、「運用に関する費用」や「積立金移転費」は運用期間中と同様にご負担いただきます。

「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	この保険には、契約初期費用はありません。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して年率1.8%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められた年率0.008925%~1.134%(税抜0.0085%~1.08%)程度/365を毎日控除します。
	契約維持管理費	月単位の契約応当日の前日末の基本保険金額が 150万円以上：無料 150万円未満：月400円
	積立金移転費	1保険年度内の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①12回以下：無料 ②13回以上：13回目から1回につき1,000円
年金支払開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	年金額に対して1.0%を毎年の年金支払日に控除します。
解約・減額時	解約控除	解約控除額＝解約・減額に相当する積立金額×解約控除率(上限7%) ※ 基本保険金額の増額が行われた場合は、その増額部分について、増額日からの経過年数に応じた解約控除率を乗じて得た金額が控除されます。

●最低死亡保証ステップアップ特約費 [この特約を付加している場合]積立金額に対して年率0.2%/12月を運用期間中の月単位の契約応当日の前日末に控除します。

*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	この保険には、契約初期費用はありません。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して年率1.6%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められた年率/365を毎日控除します。 上限：年率1.4175%(税抜1.35%)程度
	契約維持管理費	月単位の契約応当日の前日末の基本保険金額が 150万円以上：無料 150万円未満：月400円
	積立金移転費	1保険年度内の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①12回以下：無料 ②13回以上：13回目から1回につき1,000円
年金支払開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	年金額に対して1.0%を毎年の年金支払日に控除します。
解約・減額時	解約控除	解約控除額＝解約・減額に相当する積立金額×解約控除率(上限7.0%) ※ 基本保険金額の増額が行われた場合は、その増額部分について、増額日からの経過年数に応じた解約控除率を乗じて得た金額が控除されます。

*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	この保険には、契約初期費用はありません。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して年率1.76%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められた年率0.008925%~0.966%(税抜0.0085%~0.92%)程度/365を毎日控除します。
	契約維持管理費	月単位の契約応当日の前日末の基本保険金額が 150万円以上：無料 150万円未満：月400円
	積立金移転費	1保険年度内の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①6回以下：無料 ②7回以上：7回目から1回につき1,000円
年金支払開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	年金額に対して1.0%を毎年の年金支払日に控除します。
解約・減額時	解約控除	解約控除額=解約・減額に相当する積立金額×解約控除率(上限7.0%) ※ 基本保険金額の増額が行われた場合は、その増額部分について、増額日からの経過年数に応じた解約控除率を乗じて得た金額が控除されます。

●最低死亡保証ステップアップ特約費 [この特約を付加している場合]積立金額に対して年率0.2%/12月を運用期間中の月単位の契約応当日の前日末に控除します。

*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

平成16年3月30日

各 位

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社

「遺族年金支払特約」の取扱開始について

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：水山 修）は、変額個人年金保険を対象に「遺族年金支払特約」の取扱を開始いたします。

この特約は、死亡給付金の受取方法について多様化するニーズに応えるもので、従来の一括での受取りに加え、年金（分割）での受取りも可能とするものです。

当社では、今後も顧客ニーズを的確に捉えた商品開発を行い、T & D保険グループにおける銀行窓販の中核会社として発展を目指して参ります。

1. 特約の概要

年金種類：確定年金（5年・10年・15年・20年・25年）

25年は一部保険種類では取り扱いません

特約にかかる費用：無料

2. 特約を付加できる変額個人年金保険

無配当変額個人年金保険

無配当新変額個人年金保険

無配当変額個人年金保険（最低死亡保証遡増型）

無配当新変額個人年金保険（最低死亡保証遡増型）

無配当変額個人年金保険（最低死亡保証遡増・災害3割加算型）

3. 取扱開始日

平成16年4月6日以降を契約日とする契約

平成16年4月5日以前を契約日とする契約についても、ご契約者の同意に基づき、

平成16年4月6日付で特約を付加いたします。

以 上